

○財務省告示第五十六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十九年二月六日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年三月九日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百四
十五回）
二 発行の根拠 財政運営に必要な財源の確保を
図るための公債の発行の特例に
関する法律（平成二十四年法律
第一百一号）第三条第一項並びに
特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十七
条第一項及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

三 振替法の適用
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）の価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募
価格を募入額により加重平均し
て得られる価格をその発行価格

四 発行方法

て得られる価格をその発行価格

十 発 行 日	九 振 替 単 位	八								七															
		最 低 額 面 金	行 争 入 札 発 競	非 入 札 発 競	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	札 発 行 入	非 競 争 入	入 札 発 行 争	価 格 競 争	払 込 金 額	行 争 入 札 発 競	非 入 札 発 競	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	札 発 行 入	非 競 争 入						
平 成 二 十 九 年 二 月 六 日	す の 整 数 倍 の 金 額 に よ る 最 低 額 の と	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 の 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円			六 万 二 千 百 八 十 五 億 七 千 三 百 九 十	二 千 二 百 八 十 五 億 七 千 三 百 九 十	九 億 六 千 八 百 十 六 万 四 百 円	十 四 万 七 百 二 十 八 億 五 千 九 百 八	二 兆 千 七 百 二 十 八 億 五 千 九 百 八		で 二 千 二 百 八 十 三 億 円	た り 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 七	で 九 億 六 千 七 百 万 円	た り 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 七	五 万 円	で 千 九 百 十 七 億 六 千 三 百 九 十	利 付 国 債 に つ い て は 、 額 面 金 額	第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た	八 百 十 万 円 、 同 法 第 六 十 二 条

十一

発行価格競争
入札発行
非競争入札

額面金額百円につき百円七銭以上
額面金額百円につき百円十二銭

十三

発行利率
経過利率
の払込み

年〇・一パーセント
募入決定の通知を受けた者は、
払込金額に加えて、次の算式によ
り算出した金額を第二十号に規
定する期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{48}{365}}$$

十四

初期利率

平成二十九年六月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う。以
下、次の号及び第十六号におい
て規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十五

第二期
の利率

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利率を支払う。

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償
込 札 場 利 還 還
期 参 所 金 還 還
日 加 支 額 期 限

平 財 日 額 平
成 務 本 面 成
二 大 銀 金 三
十 臣 行 額 十
九 か 通 百 八
年 ら 知 円 年
二 通 づ 二
月 知 を き 月
六 受 け 百 二
日 け た 円 十
者